

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

**第二十条** 施行令第二十七条の四第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

**第一節 特別税額控除及び減価償却の特例等**

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

**第二十条** 施行令第二十七条の四第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

2 施行令第二十七条の四第七項第二号イに規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

3 施行令第二十七条の四第十四項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第八項において同じ。）は、同条第十四項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する分割等（以下この項及び第八項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十四項に規定する分割承継法人等をいう。第五号及び第八項において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省 略

四 施行令第二十七条の四第十四項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 七 省 略

4 省 略

5 施行令第二十七条の四第十四項の認定をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により同項の移転試験研究費の額（第七項及び第八項第四号において「移転試験研究費の額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 第四項又は第五項の処分があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度におい

2 施行令第二十七条の四第三項第二号イに規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

3 施行令第二十七条の四第九項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第八項において同じ。）は、同条第九項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する分割等（以下この項及び第八項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第九項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 同 上

四 施行令第二十七条の四第九項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 七 同 上

4 同 上

5 施行令第二十七条の四第九項の認定（施行令第三十九条の三十九第八項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転試験研究費の額（第七項及び第八項第四号において「移転試験研究費の額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（人格のない社団等を含む。その認定が施行令第三十九条の三十九第八項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人とする。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 第四項又は第五項の処分（第二十二條の二十三第四項又は第五項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法

て、同項第五号に規定する比較試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転試験研究費の額についてその処分が生ずるものとする。

8 施行令第二十七条の四第十四項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

### 三 省略

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度に係る施行令第二十七条の四第十二項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

### 五 省略

9 施行令第二十七条の四第十六項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全

第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第五号に規定する比較試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転試験研究費の額についてその処分が生ずるものとする。

8 施行令第二十七条の四第九項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

### 三 同上

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）に係る施行令第二十七条の四第七項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

### 五 同上

9 施行令第二十七条の四第十一項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全

部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十六項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 省 略

二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三・四 省 略

10 法人税法施行規則第二十六条の五第二項の規定は施行令第二十七条の四第十八項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第二十項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第二十項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同条第二十項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等をいう。）を行ったかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法施行規則第二十六条の五第三項の規定は施行令第二十七条の四第二十二項において準用する法人税法施行令第百十三条の三第十二項に規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の五第四項の規定は施行令第二十七条の四第二十二項において準用する法人税法施行令第百十三条の三第十四項に規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の五第二項第一号イ(1)中「令第百十三条の三第十項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第二十項第六号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第二十項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令第百十三条の三第十項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令第百十三条の三第十項第三号に規定する役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

11 施行令第二十七条の四第二十三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十一項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 同 上

二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三・四 同 上

10 法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第二十七条の四第十三項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等をいう。）を行ったかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十三項に規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令第百十三条の二第十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十五項第六号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第十五項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令第百十三条の二第十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令第百十三条の二第十一項第三号に規定する役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

11 施行令第二十七条の四第十八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第二十三項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 省 略
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
- 四 七 省 略
- 12 施行令第二十七条の四第二十三項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。
- 一 三 省 略
- 13 施行令第二十七条の四第二十三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第二十三項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 省 略
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第三号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
- 四 七 省 略
- 14 施行令第二十七条の四第二十三項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第二十三項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 省 略
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第四号に規定する他の者（第二十七項第三号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 四 七 省 略
- 15 施行令第二十七条の四第二十三項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 同 上
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
- 四 七 同 上
- 12 施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。
- 一 三 同 上
- 13 施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 同 上
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
- 四 七 同 上
- 14 施行令第二十七条の四第十八項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
- 二 同 上
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第四号に規定する他の者（第二十七項第三号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 四 七 同 上
- 15 施行令第二十七条の四第十八項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第五号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二・三 省略

16 施行令第二十七条の四第二十三項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第七号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二・四 省略

17 施行令第二十七条の四第二十三項第八号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

18 施行令第二十七条の四第二十三項第八号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第八号に掲げる試験研究（次号及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二 省略

19 施行令第二十七条の四第二十三項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第八号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四・五 省略

20 施行令第二十七条の四第二十三項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一・五 省略

一 施行令第二十七条の四第十八項第五号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二・三 同上

16 施行令第二十七条の四第十八項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二・四 同上

17 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

18 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる試験研究（次号及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二 同上

19 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四・五 同上

20 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一・五 同上

21 施行令第二十七条の四第二十三項第九号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一・二 省略

22 施行令第二十七条の四第二十三項第九号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払って当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23 施行令第二十七条の四第二十三項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第九号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 五 省略

24 施行令第二十七条の四第二十三項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第十号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第十号に規定する他の者（第二十七項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所所在地

四 省略

25 施行令第二十七条の四第二十三項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第十一号に規定する知的財産権（

21 施行令第二十七条の四第十八項第九号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第十八項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一・二 同上

22 施行令第二十七条の四第十八項第九号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払って当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 五 同上

24 施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する他の者（第二十七項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所所在地

四 同上

25 施行令第二十七条の四第十八項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第十一号に規定する知的財産権（次

## 三 省 略

次号及び第二十八項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う同条第二十三項第十一号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第二十三項第八号に規定する中小企業者等（第二十八項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

26 施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十三項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る同号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は施行令第二十七条の四第二十三項第一号に掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第二十三項第六号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等

号及び第二十八項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う同条第十八項第十一号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する中小企業者等（第二十八項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

## 三 同 上

26 施行令第二十七条の四第十九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る同号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は施行令第二十七条の四第十八項第一号に掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第十八項第六号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等

の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支  
分部局長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七条の四第二十三項第十二号に掲げる試験研究 試験  
研究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けよう  
とする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立  
研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係  
るもの

27 施行令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する財務省令で定め  
るところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研  
究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の  
確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付するこ  
とにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十三項第二号に掲げる試験研究 当該法  
人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十  
二条の四第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試  
験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて  
当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係  
るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が  
行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項にお  
いて同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第二十三項第三号に掲げる試験研究 試験研  
究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に  
規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金  
額

三 施行令第二十七条の四第二十三項第四号に掲げる試験研究 試験研  
究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に  
規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第二十三項第七号に掲げる試験研究 試験研  
究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に  
規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支  
分部局長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七条の四第十八項第十二号に掲げる試験研究 試験研  
究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けよう  
とする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立  
研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係  
るもの

27 施行令第二十七条の四第十九項第二号に規定する財務省令で定め  
るところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研  
究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の  
確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付するこ  
とにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる試験研究 当該法人  
の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二  
条の四第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験  
研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当  
該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係  
るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行  
う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項におい  
て同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究 試験研究  
費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規  
定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金  
額

三 施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる試験研究 試験研究  
費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規  
定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる試験研究 試験研究  
費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規  
定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであること  
につき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

五 施行令第二十七条の四第二十三項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

六 施行令第二十七条の四第二十三項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

七 施行令第二十七条の四第二十三項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

28 施行令第二十七条の四第二十四項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第二十三項第十一号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

29 施行令第二十七条の四第二十九項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第三十四項において同じ。）は、同条第二十九項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する分割等（以下この項及び第三十四項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第二十九項に規定する分割

五 施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

六 施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

七 施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

28 施行令第二十七条の四第十九項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第十八項第十一号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

29 施行令第二十七条の四第二十四項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第三十四項において同じ。）は、同条第二十四項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する分割等（以下この項及び第三十四項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第二十四項に規定する分割

承継法人等をいう。第五号及び第三十四項において同じ。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省略

四 施行令第二十七条の四第二十九項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る売上金額(同条第二十七項に規定する売上金額をいう。第三十四項第四号において同じ。)

五 七 省略

30 省略

31 施行令第二十七条の四第二十九項の認定をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転売上金額(第三十三項及び第三十四項第四号において「移転売上金額」という。)を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

32 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人に対し、書面によりその旨を通知する。

33 第三十項又は第三十一項の処分があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度において、同項第十一号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

34 施行令第二十七条の四第二十九項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 省略

二 相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

承継法人等をいう。以下この項及び第三十四項において同じ。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 同上

四 施行令第二十七条の四第二十四項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る売上金額(同条第二十二項に規定する売上金額をいう。第三十四項第四号において同じ。)

五 七 同上

30 同上

31 施行令第二十七条の四第二十四項の認定(施行令第三十九条の第三十九項第三項の認定を含む。)をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転売上金額(第三十三項及び第三十四項第四号において「移転売上金額」という。)を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

32 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人(その認定が施行令第三十九条の第三十九項第三項の認定(連結子法人に係るものに限る。))である場合には、連結子法人であつた法人)に対し、書面によりその旨を通知する。

33 第三十項又は第三十一項の処分(第二十二条の二十三第三十項又は第三十一項の処分を含む。)があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第十一号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

34 施行令第二十七条の四第二十四項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 同上

二 相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。)の名称及び納税地(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 省略

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度に係る売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。））

五 省略

35 施行令第二十七条の四第三十一項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第三十一項の試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 省略
- 二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三・四 省略

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の七 施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定め

三 同上

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）に係る売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

五 同上

35 施行令第二十七条の四第二十六項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第二十六項の試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 同上
- 二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三・四 同上

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の七 施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定め

る書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写しとする。

2 施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には当該法人に係る通算親法人の事業所とし、当該法人（当該法人が同項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）が二以上の事業所を有する場合には当該二以上の事業所のうち主たる事業所とする。以下第六項までにおいて同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画（同令附則第八條第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（法第四十二条の十二第六項第二号に規定する特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3 施行令第二十七条の十二第七項から第九項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）

る書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

2 施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所（当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画（同令附則第八條第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3 施行令第二十七条の十二第七項から第九項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

の写しとする。

- 4 施行令第二十七条の第十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人（その適用を受けようとする事業年度前の各事業年度が同条第五項の適用年度に該当する場合におけるその各事業年度にあつては、当該法人に係る通算親法人。以下この項において「適用法人等」という。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の第十二第六項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

- 5 法第四十二条の第十二第八項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

- 6 施行令第二十七条の第十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人（当該法人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人）に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の第十二第八項に規定する離職者（次項及び第九項第三号において「離職者」という。）がいまいかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。

- 7 施行令第二十七条の第十二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の第十二第八項に規定する他の通算法人に係る通算親法人の事業所（当該通算親法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。第九項において同じ。）の所在地を

- 4 施行令第二十七条の第十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人（その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の第十二第五項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

- 5 法第四十二条の第十二第七項に規定する財務省令で定める理由は、同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人の都合による労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第二項第四号に規定する労働者の解雇とする。

- 6 施行令第二十七条の第十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の第十二第七項に規定する離職者がいまいかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。

管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該通算親法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。）の写しとする。

8| 施行令第二十七条の第十二第十九項に規定する当該法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写しとする。

9| 施行令第二十七条の第十二第十九項に規定する他の通算法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類は、同項に規定する他の通算法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る当該他の通算法人に係る通算親法人の事業所（当該他の通算法人の当該各事業年度のうちその終了の日において当該他の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がない事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）にあつては当該他の通算法人の事業所とし、当該他の通算法人が他の事業年度において二以上の事業所を有する場合には当該二以上の事業所のうち主たる事業所とする。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該通算親法人（他の事業年度にあつては、当該他の通算法人）に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類であつて、第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げるものの写しとする。

一 当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該他の通算法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できる書類

二 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受

7| 施行令第二十七条の第十二第十六項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

けた当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できる書類

三 当該他の通算法人の雇用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかを確認できる書類

(準備金方式による特別償却)

第二十条の二十三 法第五十二条の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第五十二条の三第十一項又は第十二項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

(原子力発電施設解体準備金)

第二十一条の十一 省 略

2 法第五十七条の四第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十七条の四第九項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第五十七条の四第九項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 法第五十七条の四第九項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四 法第五十七条の四第九項に規定する特定原子力発電施設の名称及び所在地

五 法第五十七条の四第九項の原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六 省 略

(準備金方式による特別償却)

第二十条の二十三 同 上

一 同 上

二 法第五十二条の三第十一項又は第十二項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 八 同 上

(原子力発電施設解体準備金)

第二十一条の十一 同 上

2 法第五十七条の四第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十七条の四第十項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第五十七条の四第十項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 法第五十七条の四第十項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四 法第五十七条の四第十項に規定する特定原子力発電施設の名称及び所在地

五 法第五十七条の四第十項の原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六 同 上

(保険会社等の異常危険準備金)

第二十一条の十二 省略

2 法第五十七条の五第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第五十七条の五第十二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省略

3 省略

(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)

第二十一条の十三 法第五十七条の六第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第五十七条の六第八項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省略

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第二十一条の十四 施行令第三十三条の六第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 前号の他の船舶について最近において行われた法第五十七条の八第一項に規定する特別の修繕の完了の日及びその特別の修繕のために要した費用の額

四・五 省略

2 法第五十七条の八第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲

(保険会社等の異常危険準備金)

第二十一条の十二 同上

2 同上

一 同上

二 法第五十七条の五第十二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 同上

3 同上

(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)

第二十一条の十三 同上

一 同上

二 法第五十七条の六第八項に規定する分割承継法人又は被現物出資人(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 同上

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第二十一条の十四 同上

一・二 同上

三 前号の他の船舶について最近において行われた法第五十七条の八第一項に規定する特別の修繕(法第六十八条の五十八第一項に規定する特別の修繕を含む。)の完了の日及びその特別の修繕のために要した費用の額

四・五 同上

2 法第五十七条の八第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に

げる事項とする。

- 一 法第五十七条の八第九項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第五十七条の八第九項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 法第五十七条の八第九項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四 法第五十七条の八第九項に規定する特定船舶の種類及び名称

五 法第五十七条の八第九項の特別修繕準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六 省 略

#### (沖縄の認定法人の課税の特例)

第二十一条の十七の二 施行令第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

- 一 法第六十条第一項の対象内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間の月数
- 二 法第六十条第一項の対象内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該対象内国法人の設立前に同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数

2 施行令第三十六条第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、

掲げる事項とする。

- 一 法第五十七条の八第十項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第五十七条の八第十項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 法第五十七条の八第十項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四 法第五十七条の八第十項に規定する特定船舶の種類及び名称

五 法第五十七条の八第十項の特別修繕準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六 同 上

#### (沖縄の認定法人の課税の特例)

第二十一条の十七の二 同 上

- 一 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間の月数
- 二 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数

2 施行令第三十六条第五項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、

当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十条第二項の特例対象内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六条第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

二 法第六十条第二項の特例対象内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該特例対象内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

### 3 省 略

4 施行令第三十六条第六項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 役員（施行令第三十六条第六項に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二 四 省 略

5 施行令第三十六条第六項に規定する常時使用する従業員には、次に掲げる者を含まないものとする。

一 四 省 略

### （国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

第二十一条の十八 施行令第三十七条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第六十一条第一項の対象内国法人が合併に係る合併法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する指定（以下この号

当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六条第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

二 法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

### 3 同 上

4 施行令第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 役員（施行令第三十六条第八項に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二 四 同 上

5 施行令第三十六条第八項に規定する常時使用する従業員には、次に掲げる者を含まないものとする。

一 四 同 上

### （国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

第二十一条の十八 同 上

一 法第六十一条第一項の内国法人が合併に係る合併法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する指定（以下この号及び

及び次号において「指定」という。）を受けていた場合 当該対象内  
国法人の設立の日から当該被合併法人（当該合併に係る被合併法人の  
うち二以上の法人が指定を受けていた場合には、その指定を受けてい  
た被合併法人のうち設立の日が最も早い法人）の設立の日（同日が当  
該対象内国法人の設立の日後である場合には、当該対象内国法人の設  
立の日）以後五年を経過する日までの期間

二 法第六十一条第一項の対象内国法人が分割に係る分割承継法人であ  
り、かつ、当該分割に係る分割法人が指定を受けていた場合 当該対  
象内国法人の設立の日から当該分割法人（当該分割に係る分割法人の  
うち二以上の法人が指定を受けていた場合には、その指定を受けてい  
た分割法人のうち設立の日が最も早い法人）の設立の日（同日が当該  
対象内国法人の設立の日後である場合には、当該対象内国法人の設立  
の日）以後五年を経過する日までの期間

三 法第六十一条第一項の対象内国法人が合併により設立された法人で  
あり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が国  
家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（以下こ  
の号及び次号において「国家戦略特別区域」という。）内において法  
第六十一条第一項に規定する特定事業等（以下この号及び次号におい  
て「特定事業等」という。）を行っていた場合（第一号に掲げる場合  
を除く。） 当該対象内国法人の設立の日から当該被合併法人のうち  
当該国家戦略特別区域内において当該特定事業等を開始した日が最も  
早い法人の当該開始した日以後五年を経過する日までの期間

四 法第六十一条第一項の対象内国法人と実質的に同一であると認めら  
れる者が当該対象内国法人の設立前に国家戦略特別区域内において特  
定事業等を行っていた場合（前三号に掲げる場合を除く。） 当該対  
象内国法人の設立の日から当該実質的に同一であると認められる者が  
当該国家戦略特別区域内において当該特定事業等を開始した日以後五  
年を経過する日までの期間

2 省 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第二十一条の十九 省 略

2 5 14 省 略

次号において「指定」という。）を受けていた場合 当該内国法人の  
設立の日から当該被合併法人（当該合併に係る被合併法人のうち二以  
上の法人が指定を受けていた場合には、その指定を受けていた被合併  
法人のうち設立の日が最も早い法人）の設立の日（同日が当該内国法  
人の設立の日後である場合には、当該内国法人の設立の日）以後五年  
を経過する日までの期間

二 法第六十一条第一項の内国法人が分割に係る分割承継法人であり、  
かつ、当該分割に係る分割法人が指定を受けていた場合 当該内国法  
人の設立の日から当該分割法人（当該分割に係る分割法人のうち二以  
上の法人が指定を受けていた場合には、その指定を受けていた分割法  
人のうち設立の日が最も早い法人）の設立の日（同日が当該内国法人  
の設立の日後である場合には、当該内国法人の設立の日）以後五年を  
経過する日までの期間

三 法第六十一条第一項の内国法人が合併により設立された法人であり  
、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が国家戦  
略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（以下この号  
及び次号において「国家戦略特別区域」という。）内において法第六  
十一条第一項に規定する特定事業等（以下この号及び次号において「特  
定事業」という。）を行っていた場合（第一号に掲げる場合を除く。）  
当該内国法人の設立の日から当該被合併法人のうち当該国家戦略  
特別区域内において当該特定事業を開始した日が最も早い法人の当該  
開始した日以後五年を経過する日までの期間

四 法第六十一条第一項の内国法人と実質的に同一であると認められる  
者が当該内国法人の設立前に国家戦略特別区域内において特定事業を  
行っていた場合（前三号に掲げる場合を除く。） 当該内国法人の設  
立の日から当該実質的に同一であると認められる者が当該国家戦略特  
別区域内において当該特定事業を開始した日以後五年を経過する日ま  
での期間

2 同 上

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第二十一条の十九 同 上

2 5 14 同 上

15 法第六十二条の三第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、施行令第三十八条の四第三十六項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しを同条第四十四項の規定に基づき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付すること（当該通知に関する文書の写しを法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付したことを含む。）により証明がされたときとする。

16・17 省 略

18 施行令第三十八条の四第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした事業年度終了の日の翌日から当該土地等の譲渡につき同条第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度開始の日の前日（当該土地等の譲渡が同条第九項の規定の適用を受けることとなった場合には、当該受けることとなった事業年度開始の日の前日）までの期間内の日を含む各事業年度 次に掲げる書類

イ 次の事項を記載した書類

(1) 省 略

(2) 当該土地等につき施行令第三十八条の四第三十七項及び第三十八項の規定により計算した同条第三十七項の譲渡利益金額（以下この号において「課税譲渡利益金額」という。）及び当該課税譲渡利益金額の合計額に同項に規定する割合を乗じて計算した金額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を含む。）

(i) 当該課税譲渡利益金額が当初の譲渡利益金額と異なることとなつた場合 その異なることとなつた理由及び当該課税譲渡利

15 法第六十二条の三第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、施行令第三十八条の四第三十六項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しを同条第四十四項の規定に基づき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付すること（当該通知に関する文書の写しを法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付したことを含む。）により証明がされたときとする。

16・17 同 上

一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）をした事業年度（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日の翌日から当該土地等の譲渡につき法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度（その該当することとなった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日の前日（当該土地等の譲渡が同条第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた事業年度開始の日の前日（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日）とする。）までの期間内の日を含む各事業年度 次に掲げる書類

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 同 上

(i) 当該課税譲渡利益金額が当初の譲渡利益金額（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二

益金額の計算に関する明細

(ii) 当該課税譲渡利益金額が直前の事業年度においてこの項の規定による書類に記載された課税譲渡利益金額（以下この号において「前課税譲渡利益金額」という。）と異なることとなった場合（前事業年度までにおいて当初の譲渡利益金額と異なる前課税譲渡利益金額が当該書類に記載された場合に限る。）その異なることとなった理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

ロ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡に係る土地等の買取りをした者から交付を受けた当該土地等に係る施行令第三十八条の四第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知に関する文書の写し（当該事業年度が法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日、施行令第三十八条の四第三十四項に規定する当初認定日の属する年の末日又は同条第三十六項に規定する末日を含む事業年度（法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなった事業年度を除く。）である場合に限るものとし、既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付したものを除く。）

二 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡につき同条第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度 第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類（既に同

十二条の六十二第五項第三号に規定する当初の譲渡利益金額。以下この号において同じ。）と異なることとなった場合 その異なることとなった理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

(ii) 当該課税譲渡利益金額が直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてこの項の規定による書類（第二十二条の六十二第六項の規定による書類を含む。）に記載された課税譲渡利益金額（以下この号において「前課税譲渡利益金額」という。）と異なることとなった場合（前事業年度（その事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）までにおいて当初の譲渡利益金額と異なる前課税譲渡利益金額が当該書類に記載された場合に限る。）その異なることとなった理由及び当該課税譲渡利益金額の計算に関する明細

ロ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）に係る土地等の買取りをした者から交付を受けた当該土地等に係る施行令第三十八条の四第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知に関する文書の写し（当該事業年度が法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日、施行令第三十八条の四第三十四項に規定する当初認定日の属する年の末日又は同条第三十六項に規定する末日を含む事業年度（法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなった事業年度を除く。）である場合に限るものとし、既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付したものを除く。）

二 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）につき法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった日を含む事業年度 第二項第十

条第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付している書類を除く。)及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに同条第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかを区分

ロ 二 省 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

## 第二十二條の二 省 略

### 2・3 省 略

4 法第六十四条第四項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。))並びに施行令第三十九条第三十一項及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 四 省 略

5 法第六十四条第十項(法第六十四条の二第十五項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。))に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

## 6 八 省 略

三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類(既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等(法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。))に添付している書類を除く。))及び次に掲げる事項を記載した書類

イ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡(法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。))に係る土地等の譲渡年月日、面積及び所在地並びに法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡のいずれに該当するかを区分

ロ 二 同 上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

## 第二十二條の二 同 上

### 2・3 同 上

4 法第六十四条第四項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。))並びに施行令第三十九条第三十二項及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 四 同 上

5 同 上

一 同 上

二 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という。))の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 八 同 上

## 6 八 同 上

9 法第六十四条の二第三項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第六十四条の二第二項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する取用等（法第六十五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等。第四号において同じ。）のあつた日以後二年を経過した日から法第六十四条の二第二項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合にあつては、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を含む。）とする。

一 省 略

二 法第六十四条の二第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

10 法第六十四条の二第五項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 分割承継法人等（法第六十四条の二第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。第四号及び第六号において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省 略

11 法第六十四条の二第十七項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、法第六十四条の二第十七項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 四 省 略

五 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十七項の認定

9 同 上

一 同 上

二 法第六十四条の二第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第六号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 八 同 上

10 同 上

一 同 上

二 分割承継法人等（法第六十四条の二第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同 上

11 同 上

一 四 同 上

五 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十八項の認定

を受けようとする日

六 省 略

12 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条第二十七項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13 法第六十五条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十五条第五項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の七 省 略

を受けようとする日

六 同 上

12 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条第二十八項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13 同 上

一 同 上

二 法第六十五条第五項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)(の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 八 同 上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の七 同 上

2 施行令第三十九条の七第十四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該買換資産(施行令第三十九条の七第十四項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。)が同項に規定する連結買換資産(第三号において「連結買換資産」という。)である場合(第三号に掲げる場合を除く。)(法第六十八条の七十八第一項(法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。))の規定により損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十三項の規定により計算された金額との合計額

三 当該買換資産が施行令第三十九条の百六第十六項の規定の適用を受けた連結買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十七項の規定により計算された金額との合計額

2| 法第六十五条の七第五項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）及び施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 省 略

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該取得（建設及び製作を含む。第四項から第九項までにおいて同じ。）をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ・ロ 省 略

三・四 省 略

3| 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一〜七 省 略

4| 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務

3| 法第六十五条の七第五項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 同 上

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該取得（建設及び製作を含む。第五項から第十一項までにおいて同じ。）をした資産（第七項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ・ロ 同 上

三・四 同 上

4| 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一〜七 同 上

5| 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務

省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

一 三 省 略

5| 法第六十五条の七第十一項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十五条の七第九項又は第六十五条の八第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省 略

省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

一 三 同 上

6| 同 上

一 同 上

二 法第六十五条の七第九項又は第六十五条の八第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同 上

7| 施行令第三十九条の七第十七項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該買換資産（施行令第三十九条の七第十七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（以下この号及び第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該連結買換資産につき法第六十八条の七十八第十二項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十三項の規定により計算された金額との合計額（法第六十五条の七第十二項（法第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計

6| 法第六十五条の八第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十五条の八第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号及び第七号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

7| 法第六十五条の八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 分割承継法人等（法第六十五条の八第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。第四号及び第六号において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省 略

8| 省 略

9| 法第六十五条の八第十九項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する取得指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 四 省 略

五 買換対象資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の七第四十一項の認定を受けようとする日

額に施行令第三十九条の七第二十四項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

8| 三 当該買換資産が施行令第三十九条の百六十六項の規定の適用を受けた連結買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第十七項の規定により計算された金額との合計額（法第六十八条の七十八第十二項（法第六十八条の七十九第十六項において準用する場合同項）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に施行令第三十九条の百六十八項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

同 上

一 同 上

二 法第六十五条の八第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 八 同 上

9| 同 上

一 同 上

二 分割承継法人等（法第六十五条の八第四項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 八 同 上

10| 同 上

11| 同 上

一 四 同 上

五 買換対象資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の七第四十三項の認定を受けようとする日

六 省 略

10) 前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の七第四十一項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

11) 施行令第三十九条の七第四十二項に規定する財務省令で定める面積及び同条第四十三項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとしてされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第六十五条の八第四項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第十項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産のうちに法第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

二 法第六十五条の八第四項第二号の適格分割等により同号に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に同条第五項の規定により提出した同項に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（取得可能面積を限度とする。）

三 法第六十五条の八第四項第二号の適格分割等により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に同条第五項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあっては、同条第三項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条

六 同 上

12) 前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の七第四十三項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13) 施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務省令で定める面積及び同条第四十五項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるとしてされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第六十五条の八第四項第一号又は第六十八条の七十九第五項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第六十五条の七第一項及び第九項、第六十五条の八第七項及び第八項、第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

二 法第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項の規定により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（取得可能面積を限度とする。）

三 法第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあっては、法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載し

の七第十項の規定により計算した面積を限度とする。)

12| 施行令第三十九条の七第四十三項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第二十二條の八 省 略

2 法第六十五条の十第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十五条の十第四項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省 略

(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)

第二十二條の九 省 略

2 省 略

3 法第六十六条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第六十六条第四項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省 略

た取得をする見込みである土地等に係る面積(当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積を限度とする。)

14| 施行令第三十九条の七第四十五項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める面積とする。

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第二十二條の八 同 上

2 同 上

一 同 上

二 法第六十五条の十第四項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)

の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 七 同 上

(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)

第二十二條の九 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 法第六十六条第四項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という。)

の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 七 同 上

(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例)

第二十二條の九の三 施行令第三十九條の十の三第二項第一号ロに規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 施行令第三十九條の十の三第二項第一号ロに規定する前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権に係る義務を含む。)  
の帳簿価額を減算した金額

二・三 省 略

(国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)

第二十二條の十の六 施行令第三十九條の十三第十項に規定する財務省令で定める金額は、同項の総負債の額に係る事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一・二 省 略

2・3 省 略

(対象純支払利子等に係る課税の特例)

第二十二條の十の七 施行令第三十九條の十三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、法人税法第七十二條第一項又は第四百四十四條の四第一項若しくは第二項に規定する期間(通算子法人にあつては、同法第七十二條第五項第一号に規定する期間)とする。

2| 省 略

3| 省 略

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一 省 略

2 5 21 省 略

22 施行令第三十九條の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六條の六第一項各号に掲げ

(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例)

第二十二條の九の三 同 上

一 施行令第三十九條の十の三第二項第一号ロに規定する前期末時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権に係る義務を含む。)  
額を減算した金額

二・三 同 上

(国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)

第二十二條の十の六 施行令第三十九條の十三第十項に規定する財務省令で定める金額は、同項の総負債の額に係る事業年度又は連結事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一・二 同 上

2・3 同 上

(対象純支払利子等に係る課税の特例)

第二十二條の十の七

2| 同 上

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一 同 上

2 5 21 同 上

22 施行令第三十九條の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六條の六第一項各号若しく

る内国法人又は当該内国法人に係る部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第二十五項第一号において同じ。）とする。

23  
544 省 略

**第二十二條の十一の二** 法第六十六條の七第三項の規定の適用を受けた内国法人は、施行令第三十九條の十八第二十二項に規定する書類を、法第九條の六第一項、第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項若しくは第九條の六の四第一項の規定により法第六十六條の七第三項の規定による外国法人税の額（法第九條の三の二第三項第二号又は第九條の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）とみなされる金額を控除した日又は法第九條の三の二第三項の規定により法第六十六條の七第三項の規定による外国法人税の額とみなされる金額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2 施行令第三十九條の十八第二十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六條の七第三項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（施行令第三十九條の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び法第六十六條の七第三項の規定による外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

二 省 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の十三 省 略

254 省 略

5 法第六十六條の十三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

は第六十八條の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外国関係会社（法第六十六條の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第二十五項第一号において同じ。）とする。

23  
544 同 上

**第二十二條の十一の二** 法第六十六條の七第四項の規定の適用を受けた内国法人は、施行令第三十九條の十八第二十四項に規定する書類を、法第九條の六第一項、第九條の六の二第一項、第九條の六の三第一項若しくは第九條の六の四第一項の規定により法第六十六條の七第四項の規定による外国法人税の額（法第九條の三の二第三項第二号又は第九條の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）とみなされる金額を控除した日又は法第九條の三の二第三項の規定により法第六十六條の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

2 施行令第三十九條の十八第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六條の七第四項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（施行令第三十九條の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び法第六十六條の七第四項の規定による外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

二 同 上

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の十三 同 上

254 同 上

5 同 上

一 同 上

二 法第六十六条の十三第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇六 省 略

6 法第六十六条の十三第九項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている法人の同項の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

7 施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の十三第十項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の十三第十項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六条の十三第十一項の特定株式として記載されたものとする。

10 法第六十六条の十三第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第二十二條の十七 法第六十七条の四第七項に規定する財務省令で定める

二 法第六十六条の十三第二項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三〇六 同 上

6 法第六十六条の十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項の特別勘定を設けている法人の同項の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

7 施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の十三第十一項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の十三第十一項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六条の十三第十二項の特定株式として記載されたものとする。

10 法第六十六条の十三第十三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第二十二條の十七 同 上

事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 分割承継法人等（法第六十七条の四第六項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。第四号及び第六号において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省略

2 法第六十七条の四第十五項及び施行令第三十九条の二十七第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省略

3 法第六十七条の四第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第六十七条の四第三項又は第十項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省略

4 法第六十七条の四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第六十七条の四第五項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 七 省略

一 同上

二 分割承継法人等（法第六十七条の四第六項第二号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同上

2 法第六十七条の四第十五項及び施行令第三十九条の二十七第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同上

3 同上

一 同上

二 法第六十七条の四第三項又は第十項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同上

四 同上

一 同上

二 法第六十七条の四第五項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第五号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 七 同上

第二節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例等

---

第二十二條の二十三、第二十二條の八十二  
省略